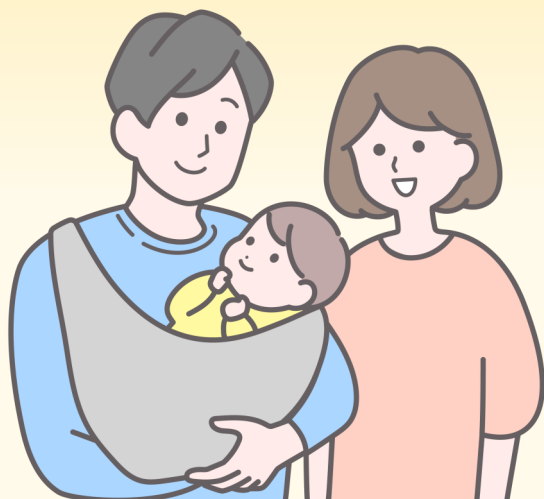


子育てを応援する企業を募集します

みよし市育エールカンパニー認定事業

みよし市育エールカンパニー認定事業とは、子育て支援に積極的に関わり、仕事と育児の両立、また地域の子育てを応援（エール）する事業所を「みよし市育エールカンパニー」として認定し、認定証を交付するものです。認定された事業所の取り組みは市もPRしていきます。皆さまの応募をお待ちしています。



対象事業所

所在地がみよし市内にある企業、飲食店、個人事業店などの事業所

認定を受けるメリット

- ・ 認定証を店頭に掲示したり、認定を受けたことを自社ホームページ等でPRすることで、子育てを応援する事業所、子育てをしながら働きやすい事業所であることをアピールできます。
- ・ 認定事業所の取り組みを、みよしのホームページでも紹介します。
- ・ 子育て支援に積極的な事業所としてイメージアップにつながります。

認定までの流れ

- ①みよし市育エールカンパニー認定申請書（市ホームページからダウンロード可）に資料を添えて、みよし市役所こども政策課へ提出
- ②市で認定基準を満たしているか審査をして認定
※認定基準は裏面をご覧ください
- ③認定証を交付
※認定後は毎年度末に取り組み状況を報告していただく必要があります。

申請期間

みよし市役所こども政策課で随時、受け付けています。



ホームページ

認定基準

認定を受けるためには、下記のA・B両方の基準を満たす必要があります。

A. こどもや親にやさしい働き方の取り組みのうち、6つ以上を実施している

取り組み内容	
①	出産、子育てに関する部分での、法定を上回る就業制度を導入している（例：産前産後休暇、妊婦検診休暇、こどもの看護休暇等）
②	子育てしやすい就業制度がある（例：育児短時間勤務制度、フレックスタイム制度、時差出勤制度の導入等）
③	ノー残業デーなどを設定し、所定外労働時間の削減を図っている
④	従業員が育児休業を取得しやすい具体的な取組を行っている（例：育休代替のための従業員の確保等）
⑤	過去3年間に1か月を超えた男性の育児休業の実績がある
⑥	妊娠、出産、または育児を理由として退職した者に対して、再雇用の措置を講じている
⑦	1人の子に対して育児休業を2年間以上取得することができる。
⑧	育児休業からの円滑な職場復帰のための環境整備を実施している（例：復帰マニュアルの作成などの他、情報提供、相談体制の構築等）
⑨	子育てと仕事の両立支援の積極的な考え方が明文化されている
⑩	イクボス宣言を実施している
⑪	将来的に、妊娠、出産を希望する従業員への支援を実施している（例：セミナーの開催、相談窓口の設置等）
⑫	その他、従業員の出産、子育てを支援するために実施している取り組みがある。

B. 子育て支援に関する地域や社会への貢献活動を1つ以上実施している

- 【例】◆子ども110番の家に登録している ◆登下校の見守り活動をしている
◆保育園の草刈りボランティアを行っている ◆親子で来店した方にサービスがある
◆業務以外に地域のこどもが参加できるイベントを開催している

申し込み・問い合わせ

〒470-0295 みよし市こども未来部こども政策課
TEL 0561-32-8034（直通） FAX 0561-76-5103
E-mail kodomo@city.aichi-miyoshi.lg.jp

